

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

(緩和医療学会からの提示案)

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

- (1) 都道府県
- (2) がん診療連携拠点病院（特定領域がん診療連携拠点病院を含む）
- (3) 民間団体

4 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」若しくは平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会を修了した者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のオの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2)の③のウ及びエに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がんセンター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者であることが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」(別添1)に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論(以下「グループ演習」という。)を含むワークショップを行うこと。

イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。

ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。

ア 苦痛のスクリーニングと包括的アセスメント

イ がんと診断された時から行われる、当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について

ウ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を含むがん疼痛に対する緩和ケア

エ 呼吸困難、消化器症状、等の身体症状に対する緩和ケア

オ 不安、抑うつ及びせん妄、等の精神症状に対する緩和ケア

カ がん医療におけるコミュニケーション

キ 患者の視点に立った全人的な緩和ケアについての要点

ク 放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点

ケ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点

コ 在宅における緩和ケア

5 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会の修了者（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。

ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。

エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定めるすべての単位を修了したと認めた医師については、様式4の確認依頼書に関係書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。

- ・ 単位型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属
- ・ すべての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

6 その他

（1）緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

（2）緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

（3）実績報告

都道府県は、毎年1回、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携

拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(緩和ケア研修会の名称) を修了したことを証します

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿

本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」
(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通
知) にのっとったものであると認めます。

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

様式 2

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日：平成 年 月 日～平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 6 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 緩和ケア研修会の内容：
- 3 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 4 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 5 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 6 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 7 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

確認依頼書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会（単位型研修会）を修了したことの確認を依頼します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。

(1) 一般型研修会を実施する場合について

緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ② 患者の視点に立った全人的な緩和ケアについての要点：45 分以上
- ② 苦痛のスクリーニングと包括的アセスメントおよびがんと診断された時から行われる、当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について：45 分以上
- ③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を含むがん疼痛に対する緩和ケアの概略とがん疼痛の治療法：90 分以上
- ④ がん疼痛、地域連携についてのワークショップ：135 分以上
ワークショップを実施する際にはがん疼痛を持つ患者の評価及び治療ならびにがん患者の療養場所の選択及び地域連携および在宅における緩和ケアについて、を含むこと
- ⑤ 呼吸困難、消化器症状等のマネジメント等の身体症状に対する緩和ケアについて：90 分以上
- ⑥ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：90 分以上
- ⑦ がん医療におけるコミュニケーション技術について：45 分以上
- ⑧ がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：90 分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと
 - ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
 - イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習
- ⑨ がん患者の療養場所の選択及び地域連携、在宅における緩和ケアについての要点：45 分以上
- ⑩ その他
研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容 にとり入れること：45 分以上
 - ア がん疼痛・呼吸困難・消化器症状以外の身体的苦痛の緩和
 - イ 不安、抑うつ及びせん妄以外の精神的苦痛の緩和
 - ウ 社会的苦痛の緩和
 - エ がん体験者等からの講演

(2) 単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ①患者の視点に立った全人的な緩和ケアについての要点：0.5単位以上
- ②苦痛のスクリーニングと包括的アセスメントおよび診断時から行われる、当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について：0.5単位以上
- ③がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を含むがん疼痛に対する緩和ケアの概略とがん疼痛の治療法：1単位以上
- ④がん疼痛、地域連携についてのワークショップ：1.5単位以上
ワークショップを実施する際にはがん疼痛を持つ患者の評価及び治療ならびにがん患者の療養場所の選択及び地域連携および在宅における緩和ケアについて、を含むこと
- ⑤呼吸困難、消化器症状等のマネジメント等の身体症状に対する緩和ケアについて：1単位以上
- ⑥不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：1単位以上
- ⑦がん医療におけるコミュニケーション技術について：0.5単位以上
- ⑧がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：1単位以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと
ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習
- ⑨がん患者の療養場所の選択及び地域連携、在宅における緩和ケアについての要点：0.5単位以上
- ⑩その他
研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容にとり入れること：0.5単位以上
ア がん疼痛・呼吸困難・消化器症状以外の身体的苦痛の緩和
イ 不安、抑うつ及びせん妄以外の精神的苦痛の緩和
ウ 社会的苦痛の緩和
エ がん体験者等からの講演